

1. 中越地震、中越沖地震でのネットワーク活動について

情報の収集（避難所巡回、相談窓口）

情報の整理、取捨選択

原稿の改訂

翻訳（ネットワーク、請負契約、翻訳データベースの活用）

あらゆる手段で情報提供

対面、案内板、電話

ニュースレター

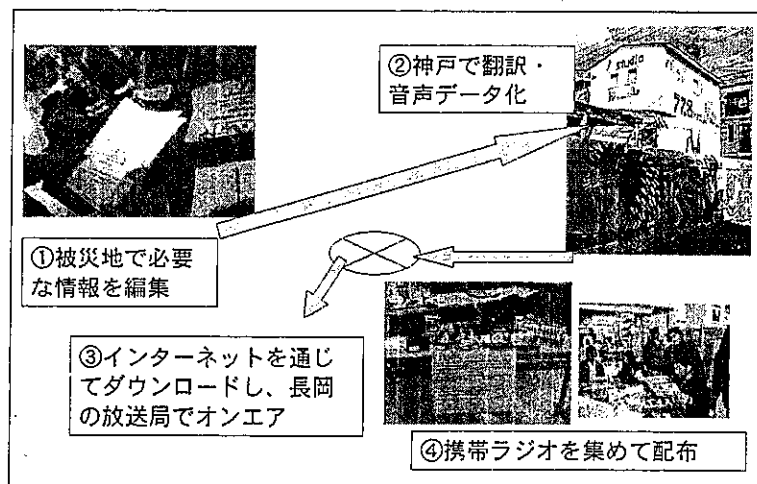
ラジオ放送

インターネット

→音声化—ラジオ放送告知—放送（ラジオの配給／放送時間を書いてはる）

→印刷—避難所で配布

\*NHK ニュース参照



2. 日常的なつながり

- ・ 自治体／NGO・NPO などとの連携
- ・ 多言語相談窓口
- ・ 多言語放送—自治体の緊急時の割り込み放送
- ・ 翻訳者のネットワーク

状況の把握／コーディネーターの役割



### 阪神・淡路大震災と外国人

有事に露呈する不安

- 被災地には8万人の在日外国人
- 言葉の壁に直面したのは3万人
- 制度、偏見など住民として認められていない不安



2007.8.4-23 百富志津代

1



### 阪神・淡路大震災と外国人(2)

- 地震? 避難所? 罹災証明?
- ガスタンクに亀裂も届かぬ避難勧告
- 自衛隊を見てクーデターと錯覚
- 流言飛語、噂、デマ  
例えば…長田が火事、外国人が火をつけた  
→ デマは消えたが関東大震災の記憶が



自らの手で正しい情報を発信 (ラジオ)

2007.8.4-23 百富志津代

2



### 被災外国人の救援活動

- 震災情報を母語で提供
- 母語による相談窓口の開設
- 外国人の多い避難所で直接的な支援
- 制度をめぐって行政と交渉



2007.8.4-23 百富志津代

3



### 震災直後の情報提供活動

- ボランティアがやさしい日本語で対応
- 外国語のできるボランティアを組織化  
情報選別→翻訳→印刷→配布→個別フォロー
- 翻訳文の配布→紙媒体の限界 (量・時間・場所)

ラジオという発想

- 情報発信だけでは価値を生まない!

メンテナンスが必要

2007.8.4-23 百富志津代

4



### 救援活動にラジオを活用

- 発信ではなく、キャッチボール  
→ 直接的な相談活動とセットで
- ラジオを避難所に配布
- 多言語チラシで放送告知
- 母語の響きで不安が払拭
- 震災情報だけでなく癒しも (音楽、漫才など)  
→ 真っ暗なテントで故郷の響きを

DVD「多民族社会の風」参照

2007.8.4-23 百富志津代

5



### あらゆる手段で情報提供

- 対面、案内板、電話
- ニュースレター
- ラジオ放送
- インターネット



多文化を多メディアで展開  
でも所詮メディアは道具にすぎない

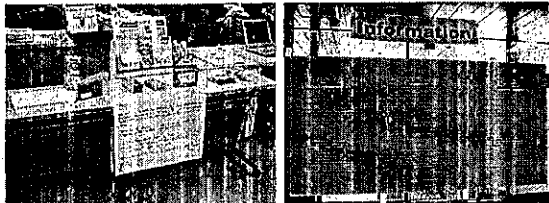
2007.8.4-23 百富志津代

6

### そして新潟県中越地震

- 数千人の被災外国人に情報提供 (6言語、24項目)
- 長岡、十日町のラジオ局を支援
- 災害情報を翻訳、音声化しネットで配信
- 900台の寄付ラジオを配布

DVD-NHK新潟地震支援ニュース参照



### 災害時多言語情報メディアの変遷

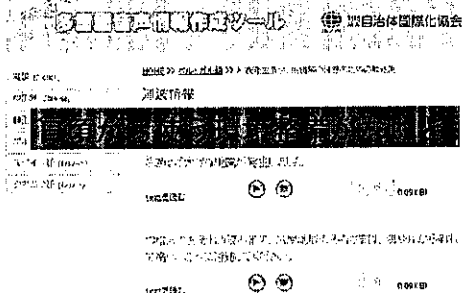
	阪神 1995	台湾 1999	新潟 2004
対面・電話	○	○	○
紙媒体	○	○	◎
ラジオ	△	×	○
WEB (文字・音声)		△	○
WEBLOG (文字・音声) *			△
携帯インターネット (文字)			○
携帯インターネット (音声)			△

翻訳者数・情報量が増大

2007.8.4-23 百富志津代

### 二度の災害を経て新しいツール作成

国際交流協会



2007.8.4-23 百富志津代

### 災害時多言語情報センター

Japan Operation System of Emergency information for Foreigners (JOSEFヨーゼフ)

- 多言語コミュニティFM局「(株)FMわいわい」
- 多言語通訳翻訳「(特活)多言語センターFACIL」
- 多言語携帯サイト運営「(株)グローバルコンテンツ」の協働プロジェクト

携帯電話用多言語防災情報サイト <http://josef.jp>

2007.8.4-23 百富志津代

### 2007年7月16日

## 新潟県中越沖地震発生

- 18日～  
国際交流協会が情報の多言語翻訳コーディネート開始  
→英語、韓国語、中国語を現地で、タガログ語、タイ語、やさしい日本語を外部で翻訳
- 20日～  
FMピッカラで多言語放送開始の案内
- 7月27日  
いったんは自前で情報提供をする旨の連絡あり  
(実際の地震情報参照)

2007.8.4-23 百富志津代

## 名古屋国際センターの災害時外国人支援について

(財)名古屋国際センター 交流協力課  
加藤理絵

### 1. 災害時の活動

地震などの大規模な災害が起こった時、名古屋国際センターは、日本語ができないために必要な情報や支援が得られない人の支援を目的に、次のような活動を行います。

#### ➤ 多言語による情報提供

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ハンデル、フィリピン語、フランス語など

#### ➤ 「NIC災害語学ボランティア」の派遣

「NIC災害語学ボランティア」は、大規模な災害が発生した時、あらかじめ決まった区役所や避難所に駆けつけ、日本語のわからない被災者のために、簡単な通訳・翻訳をします。

また、名古屋国際センターの要請によって、活動場所に派遣される場合もあります。

現在、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語など18言語、およそ300人が登録しています。

-「NIC災害語学ボランティア」の主な役割は、被災者のニーズ把握、外国語による情報提供などです。

-「NIC災害語学ボランティア」の活動は、名古屋国際センターと名古屋市との協定により定められており、毎年名古屋市の各区役所に、参集するボランティアの名簿を提出しています。

-「NIC災害語学ボランティア」に登録するための資格は、▼名古屋市とその近郊に在住・在勤・在学の18歳以上で▼日本語と日本語以外の言語で日常会話程度の能力があること——です。言語は何語でも構いません。



### 2. 平常時の活動

外国人住民の中には地震の経験がないなど、基本的な災害知識がない人も少なくありません。災害時に外国人が受ける被害を小さくするために重要なのは、一般の住民と同じく▼災害・防災の予備知識▼いざというとき助け合える、地域での顔の見える関係——です。

### ➤外国人への災害知識の普及

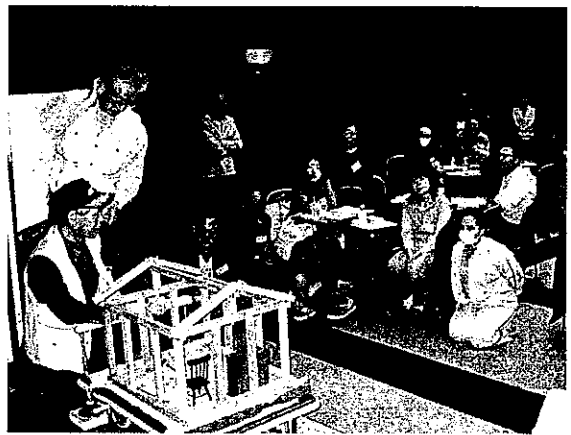
名古屋国際センターの情報サービスコーナーで、防災に関する外国人向けパンフレット等を配布しています。また、FMラジオ番組で、外国人向けに防災情報を提供するなどしています。

またセンターの主催する日本語教室「NIC日本語の会」の授業でも、災害や防災を話題に取り上げたり、日本語ボランティア研修のなかで「やさしい日本語」を取り上げています。

### ➤災害時外国人支援ボランティア研修会

毎年9月におこなわれる「名古屋市総合防災訓練」で「NIC災害語学ボランティア」の通訳シミュレーションを行っています。

また語学ボランティアを主な対象に年1回、災害・防災の予備知識、外国人に必要な支援、わかりやすいコミュニケーション方法、通訳技術の訓練法の紹介などを内容とした研修を行っています。



### ➤「なごや災害ボランティア連絡会」(防災ボランティア・NPO・関係諸団体との連携)



名古屋市と市内の災害ボランティア団体、社会福祉協議会、NGOなど関係機関で作る「なごや災害ボランティア連絡会」に構成団体として加わっています。連絡会は、災害時のボランティア活動が円滑に行えるように平時から連携し、防災に関する啓発活動を協力して行っています。

## 3. 課題と今後の方向性

- ・「災害語学ボランティア制度」の見直し
- ・ 関係機関・団体との事前協議
- ・ 名古屋国際センターとしての外国人防災救援計画の策定

## 災害語学ボランティアの活動に関する協定書

名古屋市(以下甲という。)と財団法人名古屋国際センター(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

第1条 この協定は、名古屋市地域防災計画に基づく外国人支援の一環として、甲が乙に対して派遣を要請する災害時の語学ボランティア(あらかじめ乙に災害語学ボランティアとして登録された者をいう。以下「ボランティア」という。)に関し、必要な事項を定める。

### (派遣要請)

第2条 甲がこの協定により乙へボランティアの派遣要請を行う場合は、文書により行う。但し、緊急やむを得ない場合は、口頭又は電話等の方法により要請し、後日文書により行う。

2 前項に規定にかかわらず、名古屋市内で震度5強(名古屋気象台発表)以上の地震が発生した時は、甲が乙に対して文書により派遣要請を行ったものとみなす。

### (派遣先)

第3条 ボランティアの派遣先は、前条第1項の場合は甲が派遣要請文書により示すものとし、同条第2項の場合はあらかじめ甲乙協議のうえ定めておく。

### (活動内容)

第4条 派遣されたボランティアは、派遣先の職員の指示により通訳(簡易な翻訳を含む。)としての職員の活動補助を行う。

(費用負担)

第5条 この協定に基づく乙の活動に伴う経費は、甲乙協議のうえ定められた範囲内において甲が負担する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(適用)

第7条 この協定は、平成13年4月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成13年3月29日

甲 名古屋市

代表者 名古屋市長 松原武久

乙 財団法人 名古屋国際センター

代表者 理事長 堀内厚生

★ 平成19・20年度災害語学ボランティア募集要項 ★

1 登録期間  
平成21年3月31日まで(更新可能)

2 登録要件など  
主な活動内容: 災害時の通訳・翻訳及び情報提供  
登録要件: 日常会話程度以上の外国語能力を有する満18歳以上の方  
※言語の種類は問いません

3 活動内容

地震などの大規模な災害時に、日本語の理解が十分でなく、必要不可欠な情報を得ることが困難な外国人を支援するため、区役所や避難所等での外国人被災者の通訳として活動します。具体的な活動内容は、発災直後から予想される被災外国人からの問合せ・要望、避難所での生活情報の収集・伝達時等における現場職員の活動補助などです。

派遣方法については、名古屋市のいずれの区において、震度5強以上の地震が発生した場合、あらかじめセンターが定めた区役所及び市役所等へ自動的に派遣する指定派遣制度となります。これは、有線電話やFAX等の一般的な通信連絡手段が不通になっているなど、ボランティアへの連絡が困難になることが予測されるためです。派遣先は、基本的に、英語で登録の場合、名古屋市内在住の方は在住区の区役所、名古屋近郊にお住まいの方は名古屋市役所、又は名古屋国際センターとなります。また、その他の言語については、その言語を話す外国人の多い区での登録となります(例:ポルトガル語であれば港区役所など)。

なお、災害発生後72時間以降や台風・水害時の場合は、指定派遣先への自動参集はなく、センターからの個別の要請を受けて活動します。

<活動頻度> 必要が生じたとき  
<経費補助> 原則として1,000円/日

現在、約20言語250名の方が、災害語学ボランティアとして登録しています。しかし、名古屋市に約6万人の外国人が居住していることを考えると、まだまだボランティアが足りていません。ぜひ、ご登録ください!

## 「なごや災害ボランティア連絡会」について

### 1 趣 旨

災害ボランティア団体、名古屋市及び関係機関等が平常時から連携とネットワーク化の推進を図るとともに、防災に関する啓発活動を協力して実施することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進することを目的として、平成18年7月8日に設立。

### 2 主な活動

- ▶ 構成団体間の情報交換及び連携・交流～平常時から“顔の見える”関係づくり～  
定例会は月1回（毎月第1木曜日）、その他必要に応じて臨時会を開催
- ▶ 区におけるボランティアネットワーク化の推進～全区にネットワーク組織を～  
現在11区に団体あり、残り5区
- ▶ 各種防災関連行事への参加、出展等による啓発活動の実施  
防災啓発巡回展、防災ファッションショー等々
- ▶ 災害ボランティア活動用資器材の管理  
社団法人名古屋建設業協会、名古屋市とともに三者協定を締結（平成19年6月19日）

### 3 構成団体

以下の17団体で構成 ※座長及び正副幹事は輪番による交替制（任期1年）

- ・災害ボランティアコーディネーターなごや（座長）
- ・防災ボラネット守山（正幹事）
- ・特定非営利活動法人レスキューストックヤード（副幹事）
- ・名古屋みなと災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋みどり災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋きた災害ボランティアネットワーク
- ・天白でいぶり
- ・名東区災害ボランティアの会
- ・名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク
- ・名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋なかがわ災害ボランティアネットワーク
- ・名古屋みずほ災害ボランティアネットワーク
- ・なごやにし防災ボランティアの会
- ・あいち防災リーダー会名古屋ブロック
- ・社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
- ・財団法人名古屋国際センター
- ・名古屋市（事務局）

## なごや災害ボランティア連絡会 会則

### (名称)

第1条 本会は、なごや災害ボランティア連絡会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、災害ボランティア団体及び災害ボランティア支援団体（以下「災害ボランティア団体等」という。）、名古屋市（以下「市」という。）並びに関係機関が平常時から連携とネットワーク化の推進を図るとともに、防災に関する啓発活動を協力して実施することにより、災害時におけるボランティア活動を円滑に推進することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 構成団体相互の情報交換及び連携・交流
- (2) 啓発活動その他災害ボランティアに関する活動の企画及び調整並びに推進
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

### (構成)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する災害ボランティア団体等、市及び関係機関で構成する。

### (会議)

第5条 本会に座長を置き、構成団体の互選により選出する。

- 2 本会の会議は、必要の都度座長が招集する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成団体以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課に置く。

### (その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この会則は、平成18年7月8日から施行する。

## 第19節 ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動は、被災者の速やかな救護や自立を促し、社会を再建していくうえで、重要な役割を担うものである。

そのため、応急対策活動におけるボランティアとの連携協力が円滑に行われるよう、ボランティア関係機関との連携の強化、発災時の受入体制、活動の支援などの条件整備について定める。

また、ボランティアとの連携協力の際には、ボランティアの自主性を尊重し、公平・中立原則を行動原理とする行政との相違について相互理解を深めながら協力関係を築くものとする。

### 第1 平常時の連携

発災時の応急対策活動が円滑に遂行できるよう、ボランティア活動が期待できる団体、関係機関等とは、信頼・協力関係を構築するため、平常時から連携を強化する。

連携を図る団体・関係機関	活 動 内 容	担当部（局）
日本赤十字社愛知県支部	応急医療活動一般	健康福祉局、消防局
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 各区社会福祉協議会	福祉を始め応急対策活動一般	健康福祉局 各区役所
(財)名古屋国際センター	外国人の支援	市長室
市立高校	応急対策活動一般	教育委員会
学区連絡協議会	〃	区役所
名古屋地区大学災害対策連絡協議会	〃	人事委員会
市民活動団体(ボランティア団体など)	災害ボランティアセンターの運営	市民経済局、健康福祉局、消防局
その他（各種団体・企業等）	応急対策活動一般	関係局・区役所

### 第2 ボランティアの育成・教育

大規模災害時において、ボランティア活動が有効に展開できるよう、市民に対して災害ボランティアの意義、参加意識の啓発や人材の養成などを推進する。

- 1 ボランティア教育の推進
  - (1) 防災講演会、研修会等による啓発の推進
  - (2) 市民向け啓発冊子の配布
  - (3) 教育の一環として児童・生徒に対する指導の充実
  - (4) 企業・事業所に対する防災啓発の推進
- 2 ボランティアの確保

福祉ボランティア、市民救急員など特殊な技術・資格を要する職種については、災害発生時に人材を確保することが困難になるため、既存の登録制度の活用や新たな登録制度を採用することにより、あらかじめ体制を確保する。

3 ボランティアのネットワーク化の推進

災害時においては、ボランティアの活動は、多くの分野で同時に効率的かつ機動的に行わなければならないため、各種のボランティア団体相互における補完関係が必要であるとともに、人的・物的応援協力関係が不可欠である。

このため、ボランティア関係機関・団体等が相互に交流・協力を深め、ネットワークを築いていくように支援するとともに、災害時のボランティア活動において核となるコーディネーターの養成をボランティア団体などの協力のもとに推進する。

**第3 関係団体等への要請**

災害発生後、応急対策に必要な人員が不足する場合は、「第1 平常時の連携」の表に掲げた団体・関係機関等に対し、ボランティア活動を要請するとともに、ボランティアセンターの運営について、ボランティア団体などの市民活動団体に対し、協力を要請する。また、ボランティアセンターの設置については、愛知県を設置する県広域ボランティア支援本部と連携し、効率的な役割分担を行う。

1 要請の方法

要請、受入れ及び連絡調整等は、「第1 平常時の連携」に掲げた担当部が行う。

担当部の長は、本部長（本部幹事会幹事長）の指示に基づき、次の事項を明示して協力を要請する。

- (1) 活動内容
- (2) 活動期間及び活動場所
- (3) 受け入れる部又は区本部の連絡責任者名及び連絡先
- (4) その他必要事項

2 活動内容等

関係団体等に依頼する活動内容は、「第1 平常時の連携」に掲げた業務とし、受け入れる部・区本部長が指示をして活動させる。

**第4 受入れ体制**

ボランティアには、医師や看護師、通訳等専門的な技術や資格を要する専門ボランティアと被災者宅のあとかたづけなどの被災者の自立支援の活動や、避難所等における被災者の世話や話し相手など特別な資格を必要としない一般ボランティアに区分し、それぞれの活動形態に対応した受入れ体制の整備を図るものとする。

1 担当部

区分	担 当 部	担 当 業 務
一般ボランティア	市 民 経 済 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの総合案内、受入れ、支援要請に関すること</li> <li>・ボランティア関係機関、市民活動団体及び各部・区本部との連絡調整に関すること</li> <li>・資器材、物資の調達に関すること</li> <li>・ボランティア活動のとりまとめ及び報告に関すること</li> <li>・市災害ボランティアセンターの運営に関すること</li> <li>・その他ボランティア活動に関すること</li> </ul>

## 災害時における一般ボランティアの受入活動に関する協定書

名古屋市（以下「市」という。）と災害救援系ボランティア団体及びNPO（以下「協力団体」という。）は、名古屋市地域防災計画に基づき市が設置する市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の運営協力及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （災害時の協力活動）

第1条 災害時に市が協力団体に要請する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般ボランティアの需給調整に関する事。
- (2) 「名古屋市・区災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）」の運営に関する事。
- (3) その他ボランティア活動に関する事。

### （センターの設置）

第2条 市は、災害規模に応じて、市・区災害対策本部において、センターを設置する。

- 2 市は、センターの設置に当たっては、ボランティアと被災者のニーズとの調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を協力団体に要請する。
- 3 協力団体は、前項の要請があった場合には、速やかにコーディネーターを派遣するよう努めるものとする。

### （活動拠点）

第3条 災害時にコーディネーターが活動する拠点は、センターとする。その他の活動拠点については、市、社会福祉協議会及び協力団体との協議のうえ決定するものとする。

### （センターの運営）

第4条 市は、センターの運営に当たっては、対等な関係のもとでコーディネーターの自主性・自立性を尊重しなければならない。

- 2 コーディネーターは、社会福祉協議会と連携しセンターの円滑な運営に協力するよう努めるものとする。

### （センターの閉鎖）

第5条 コーディネーターは、センターが閉鎖されるときは、当該活動について、市や社会福祉協議会等の関係機関に円滑に引き継ぐよう努めるものとする。

### （活動期間）

第6条 市の協力要請に基づく協力団体の当該活動の期間については、市、社会福祉協議会及び協力団体が協議して決定するものとする。

(平常時の協力活動)

第7条 協力団体は、平常時から市の実施する次の施策について協力するものとする。

- (1) 災害時のボランティア活動に関する講座、研修会等
- (2) 「防災週間」を中心に開催される「なごや市民総ぐるみ防災訓練」
- (3) その他、防災に関する啓発活動に関すること

2 市と協力団体は防災に関する情報交換の場を設けるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度市と協力団体が協議して決定するものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成17年6月18日から適用する。

この協定の成立を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年6月18日

特定非営利活動法人レスキューストックヤード  
代表理事 栗田 暢之

災害ボランティアコーディネーターなごや  
代表者 高崎 賢一

防災ボラネット守山  
代表者 鷲見 修

名古屋みなと災害ボランティアネットワーク  
代表者 高崎 賢一

名古屋みどり災害ボランティアネットワーク  
代表者 岡田 雅美

名古屋きた災害ボランティアネットワーク  
代表者 新井 明子

天白でいぶり

代表者 田 中 由 幸

名東区災害ボランティアの会

代表者 巾 賢 治

名古屋ひがし防災ボランティアネットワーク

代表者 浜 辺 文

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久

平成18年2月5日に同内容で締結

名古屋みなみ災害ボランティアネットワーク

代表者 村 松 克 己

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市

代表者 名古屋市長 松 原 武 久

# 災害時外国人支援

参加無料

## ボランティア研修会

主催：(財)名古屋国際センター・名古屋市

運営協力：なごや災害ボランティア連絡会

会場：名古屋国際センター 別棟ホール（地下鉄桜通線「国際センター」）

大規模な災害が起きたとき、言葉や習慣の違いから必要な情報、支援を得るのが難しい外国人被災者のために活動するボランティアの研修会を開催します。災害が起きた時にこの地域で予想される被害、その際外国人住民が抱える困難などについて考え、外国人に必要な支援、分かりやすいコミュニケーション方法、通訳技術のトレーニング法の初歩などを学びます。全2回。

### 第1回 公開講座

	【講義】地震災害に備える	講師：福和 伸夫 氏
1月27日(日)	～ます、私が生き残る～	(名古屋大学 大学院教授)
13時～17時	【講義】災害時の外国人支援を考える	講師：羽賀 友信 氏
	～中越・中越沖地震の経験から～	(長岡市国際交流センター長)

対象 災害時の外国人支援活動、災害ボランティア活動に関心のある方一般。

定員 100名 要申込み 先着順

### 第2回 災害時通訳ボランティア研修

	【ワークショップ1】	講師：にほんご教育の八の会
2月3日(日)	災害時の「やさしい日本語」	
13時～17時	【ワークショップ2】	進行：(財)名古屋国際センター
	通訳技術トレーニングの初歩	

対象 名古屋市と近郊に在住か通勤・在学の18歳以上で、日本語と日本語以外の言語で日常会話程度の能力のある方。(研修は日本語で行われます)。

定員 20名 ※第2回は名古屋国際センター「災害語学ボランティア」の研修として実施しますが、一般の参加者も募集します。受講後は原則として「NIC災害語学ボランティア」(裏面参照)にご登録いただきます。

#### 講師紹介

福和 伸夫 (ふくわのぶお) 氏

名古屋大学大学院環境学研究科教授。専門分野は地震工学、耐震工学、地域防災。現在は主として来るべき東海地震・東南海地震等による地震被害の軽減のための地域減災研究に取り組む。触れて学ぶ耐震実験教材「ぶるる」の開発でグッドデザイン賞新領域デザイン部門受賞。

羽賀 友信 (はが ともお) 氏

長岡市国際交流センター長。1980年、JICA 専門家としてタイ・カンボジア国境地域などで病院の運営等に当たる。2001年から現職。04年の新潟県中越地震では余震の続く中バイクで市内を回り、外国人被災者の救援活動に奔走、最前線で活動の指揮をとった。07年中越沖地震でもいち早く支援体制を立ち上げた。

にほんご教育の八の会

名古屋YWCA日本語教育セミナー第9期生を中心とする日本語教材開発グループ。最近では、地震防災教材『あっ、地震だ! どうする?』を作成し、ボランティア日本語教室に出かけて「出前講座」もおこなっている。

#### 申込方法

第1回のみ参加希望の方は氏名・電話番号を、電話、ファクシミリ、電子メール等でお知らせください。第2回に参加希望の方は、裏面の申込書に記入し、期間内にファクシミリまたは郵送してください。(締め切り日必着)。参加いただける方には1月21日にEメール、ファクシミリまたはハガキで通知します。

※第2回のみのご参加は原則としてお断り致します。

申込期間：1月11日(金)～1月20日(日) (受付は初日の午前9時～最終日午後9時)

# 災害時外国人支援ボランティア研修会 参加申込書

氏名	姓	名	性別	住所
			1 男 2 女	
連絡先	電話	FAX		
	携帯電話	Eメール		
日本語以外に使用できる言語とその程度			言語	レベル
下の① ② ③でご記入ください。				
① 上級 かなり高度に使える			語	
② 中級 日常会話が無理なくできる			語	
③ 初級 簡単な会話なら出来る			語	

## 個人情報の取り扱いについて

※ご記入いただいた情報は本研修会の申込み受付および連絡のほか、次の目的で使用します。

- ◆受講された方を名古屋国際センター災害語学ボランティアとして登録し、センターが管理する登録ボランティア名簿に記載します。
- ◆災害語学ボランティアに登録いただいた方の氏名、住所、性別、電話番号、使用言語を名古屋国際センターと名古屋市の協定に基づいて同市及び各区に提出する災害語学ボランティア名簿に記載します。
- ◆名古屋国際センターが主催、共催、後援する国際交流・協力に関わる催し・セミナー等の開催のご案内を不定期に送付します。

上記の目的以外には使用しません。また、ご記入の内容を同意なく第三者に提示、提供することは致しません。

## NIC災害語学ボランティアとは

名古屋国際センター（NIC）では、地震などの大規模な災害が起こったときに被災外国人を支援するため、外国語のできるボランティアを募集しています。



★活動内容は？ 大規模災害時に区役所や避難所に駆けつけ、被災地で困っている外国の方々のために簡単な通訳や翻訳をしていただきます。

★資格は？ 名古屋市と名古屋市近郊に在住か、在勤・在学の18歳以上で、日常会話程度の外国語ができる方。言語は何語でも構いません。

★いつ活動するの？ 名古屋市域で震度5強以上の地震が発生した場合、ご自身およびご家族の安全を確保された上で、あらかじめNICが定めた区役所など（主として居住区）に自動的に集まっていただきます。災害発生後72時間以降は、NICから個別の要請により、活動場所に赴いていただきます。

## 申込み・問い合わせ先：

(財)名古屋国際センター 交流協力課 民間交流係  
〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号  
電話 052-581-5689(9:00~17:00 月曜休館) FAX:052-581-5629  
E-mail: vol@nic-nagoya.or.jp

